

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月23日（水）

○開会及び開議	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○管理者の挨拶	6
○議案第 1 号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計予算	8
○議案第 2 号 平成28年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費 の市町別負担金について	8
○議案第 3 号 平成28年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費 の市町別負担金について	8
○議案第 4 号 平成28年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の 市町別負担金について	8
○議案第 5 号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算	8
○議案第 6 号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金 について	8
○議案第 7 号 平成28年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金に ついて	8
○議案第 8 号 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担 金について	9
○議案第 9 号 平成28年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町 別負担金について	9
○議案第10号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）	24
○議案第11号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算	

	(第2号)	24
○議案第12号	平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金の補正について	24
○議案第13号	平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について	24
○議案第14号	平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正について	24
○議案第15号	大里広域市町村圏組合行政不服審査会条例	30
○議案第16号	大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	30
○議案第17号	大里広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例	30
○議案第18号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	30
○議案第19号	大里広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	30
○議案第20号	大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例	30
○議案第21号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について	30
○議案第22号	大里広域市町村圏組合監査委員の選任について	40
○議案第23号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について	41
○議案第24号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について	41
○議案第25号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について	41
○閉会	43

大里広域市町村圏組合告示（乙）第3号

平成28年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年3月16日

大里広域市町村圏組合

管理者 富 岡

清

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成28年3月23日（水）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	千	葉	義	浩	議員	2番	中	島	勉	議員
3番	小	鮒	賢	二	議員	4番	閑	野	高	議員
5番	林		幸	子	議員	6番	須	永	宣	議員
7番	福	田	勝	美	議員	8番	松	岡	兵	議員
9番	栗	原	健	昇	議員	10番	茂	木	一	議員
11番	為	谷		剛	議員	12番	佐	久	間	議員
13番	富	田		勝	議員	14番	中	矢	寿	議員
15番	高	田	博	之	議員	16番	佐	藤	理	議員
17番	吉	田	正	美	議員					

不応招議員（なし）

○会 期 3月23日

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者の挨拶

日程第4 (議案第 1号) 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計予算

(議案第 2号) 平成28年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 3号) 平成28年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 4号) 平成28年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について

(議案第 5号) 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算

(議案第 6号) 平成28年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について

(議案第 7号) 平成28年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について

(議案第 8号) 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について

(議案第 9号) 平成28年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

(上程～採決)

日程第5 (議案第10号) 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)

(議案第11号) 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)

(議案第12号) 平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金の補正について

(議案第13号) 平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について

(議案第14号) 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正について

(上程～採決)

日程第6 (議案第15号) 大里広域市町村圏組合行政不服審査会条例

- (議案第16号) 大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例
- (議案第17号) 大里広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例
- (議案第18号) 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (議案第19号) 大里広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- (議案第20号) 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例
- (議案第21号) 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

(上程～採決)

- 日程第7 (議案第22号) 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について

(上程～採決)

- 日程第8 (議案第23号) 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について
- (議案第24号) 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について
- (議案第25号) 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(上程～採決)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(17名)

1番	千葉義浩	議員	2番	中島勉	議員
3番	小鮒賢二	議員	4番	閑野高広	議員
5番	林幸子	議員	6番	須永宣延	議員
7番	福田勝美	議員	8番	松岡兵衛	議員
9番	栗原健昇	議員	10番	茂木一郎	議員
11番	為谷剛	議員	12番	佐久間奈々	議員
13番	富田勝	議員	14番	中矢寿子	議員
15番	高田博之	議員	16番	佐藤理美	議員
17番	吉田正美	議員			

○欠席議員(なし)

○説明のための出席者

管 理 者	富 岡	清
副管理者	小 島	進
〃	花 輪	利 一 郎
事務局長	山 崎	昌 司
事 務 局 次 長 兼 総務課長	澤 野	二 三 男
介 護 保 險 課 長	田 島	齊
業 務 課 長 兼 熊 谷 衛 生 セ ン タ ー 所 長	飯 島	誠

○事務局職員出席者

副 課 長	米 澤	利 之
主 査	森	久 高
主 査	鯨 井	敬 浩
主 査	吉 田	正 人

午後 2時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○栗原議長 出席議員が定足数に達しましたので、平成28年第1回大里広城市町村圏組合議会定例会を開会をいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

△諸般の報告

○栗原議長 この際、報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりでございます。

なお、議案説明のため、管理者を始め関係者の出席を求めています。

開会前にお手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、以上1件であります。

△会議録署名議員の指名

○栗原議長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

5番 林 幸子 議員

6番 須 永 宣 延 議員

以上の議員をお願いをいたします。

△会期の決定

○栗原議長 次、日程第2、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、ご協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

△管理者の挨拶

○栗原議長 次、日程第3、管理者のご挨拶。富岡管理者、お願いをいたします。
管理者。

○富岡管理者 それでは、開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第1回大里広城市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様

におかれましては、年度末、ご多用の中にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、当初予算を始め、当面する諸案件につきましてご審議をいただきますことは、広域行政進展にとりまして、まことに喜びにたえないところでございます。

組合事業につきましては、順調に推移いたしておりますが、このことは、議員皆様のご指導、構成市町のご理解、ご協力によるものと感謝をいたしております。

それでは、本組合の近況につきまして申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、2月末現在、熊谷衛生センターが約7万2,500トン、深谷清掃センターが、長寿命化施設整備に伴い外部搬出した約1,300トンを含めて約2万2,200トン、江南清掃センターが約1万7,000トン、合計いたしますと約11万1,700トンの可燃ごみを処理いたしましたところであります。

なお、今年度、深谷清掃センターおよび江南清掃センターの基幹改良工事のため、一般ごみの一部、約6,200トンを外部委託により処理しておりますので、これを加えますと約11万7,900トンとなり、昨年度同時期と比較いたしますと、量にして約500トン、率にして0.42%の減少となっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、2月末までの大里広域クリーンセンターへの搬入量は約8,900トンで、昨年度同時期と比較いたしますと、量にして150トン、率にして1.66%の減少となっております。

可燃ごみ、不燃ごみにつきましては、引き続き分別の徹底を図り、リサイクル、再資源化と有価物の回収に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業につきまして申し上げます。介護認定審査会の開催状況につきましては、2月末までに547回開催し、1万4,148件の審査をいたしたところでございます。昨年同時期と比較いたしますと、件数にして354件、率にして2.57%の増となっております。また、今年度は第6期介護保険事業計画の初年度でございますが、順調に事業運営が進んでおります。

続きまして、今定例会にご提案申し上げます議案についてご説明をいたします。

まず、議案第1号から議案第9号までにつきましては、平成28年度の予算議案9件でございます。厳しい財政状況が続いており、歳出予算の抑制に努めながら、組合事業を円滑に推進することを基本といたしまして、予算措置を行ったものでございます。

それでは、予算案の概要について申し上げます。

一般会計は、総額65億9,374万4,000円で、前年度比30.21%、額では15億2,998万6,000円の増となります。増額の主な要因は、長寿命化施設整備事業における深谷清掃センター及び江南清掃センターの基幹改良工事による増額となるものでございます。

特別会計は、総額278億2,119万4,000円で、前年度比4.70%、額では12億4,781万3,000円の増となります。増額の主な要因は、高齢者人口の伸びによる保険給付費の増と地域支援事業の推進による

事業費の増でございます。

なお、一般会計、特別会計の総額は、344億1,493万8,000円で、対前年度比8.78%の増となっております。

財源といたしましては、一般会計では構成市町からの負担金のほか、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、基幹改良工事の財源として組合債を計上いたしたところでございます。特別会計では、構成市町からの負担金を始めとし、保険料のほか、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を計上いたしました。

議案第10号から第14号につきましては、平成27年度の補正予算議案の5件でございます。

一般会計の主なものは、繰越金の決算額の確定に伴い、基金積立金に積み立てるための補正を行うものでございます。特別会計では、平成26年度の保険給付費が確定したことに伴う、市町別負担金の返納等を行うものでございます。

次に、議案第15号から議案第21号の一般議案は、行政不服審査法の改正等に伴う条例の制定及び改正5件、介護保険料の減免に関する申請の期限を改める改正1件及び埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更1件の計7件でございます。

次に、議案第22号は監査委員の選任、議案23号から25号は公平委員会委員の選任に係る人事案件でございます。

以上、本組合の近況とご提案申し上げました議案の概要についてご説明を申し上げました。議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

以上です。

○栗原議長 以上で管理者のご挨拶は終わりました。

-
- △議案第1号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計予算
 - 議案第2号 平成28年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第3号 平成28年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第4号 平成28年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
 - 議案第5号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
 - 議案第6号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について
 - 議案第7号 平成28年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金に

ついて

議案第8号 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について

議案第9号 平成28年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

○栗原議長 次、日程第4、議案第1号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計予算から議案第9号 平成28年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について、以上9件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○山崎事務局長 ただいま議題となりました議案第1号から議案第9号まで、順次ご説明いたします。

最初に、一般会計予算についてご説明いたしますので、資料ナンバー1、一般会計予算書の1ページをお開きください。資料ナンバー1の1ページでございます。

議案第1号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、第1条は歳入歳出予算で、総額を65億9,374万4,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」の表のとおりでございます。

第2条、地方債については、4ページをごらんください。第2表、地方債でございますが、長寿命化施設整備事業で実施中の基幹改良工事の財源として、3億5,000万円の起債を予定しております。

5ページに参りまして、総括の歳入でございますが、前年度との比較では、7款諸収入を除き増となっております、5款繰入金及び8款組合債は新たに計上いたします。

6ページに参りまして、歳出でございますが、3款衛生費が大幅な増となっております。

歳入歳出それぞれの合計では、前年度に比較し、15億2,998万6,000円、30.2%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたします。最初に、歳出から申し上げますので、恐れ入りますが、15ページをごらんください。説明は、款・項・目から横に、事業名、節区分及び説明欄で申し上げます。

1款議会費は、組合議会の運営経費でございます。1項1目議会費、事業名、議会運営経費は、議員報酬や視察旅費、会議録作成等の経費でございます。

16ページに参りまして、2款総務費は、組合の運営経費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、正副管理者及び事務局長以下、職員6人分の給与等でございます。

事業名欄その下、事務局費は、組合事務局の経費でございます。

18ページに参りまして、中ほどの14節使用料及び賃借料、説明欄下から2番目、情報機器借上料

は、財務会計システム及びマイナンバー制度対応機器の借上料でございます。

19ページに参りまして、2項公平委員会費、20ページに参りまして、3項監査委員費は、それぞれ委員報酬等の経費でございます。

21ページに参りまして、3款衛生費は、ごみ処理事業の経費でございます。ここに計上いたしました長寿命化施設整備事業の費用及びこれに伴うごみ処理の外部委託に係る費用等の増が一般会計予算の増額の要因となっております。

1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、人件費は、ごみ処理事業担当職員14人分の給与等でございます。今回から予算執行の利便性等を考慮し、一括してこちらに計上いたしました。

その下、事業名、管理運営経費は、ごみ処理施設の総括的な運営経費でございます。

22ページに参りまして、11節需用費、説明欄上から4番目、施設補修費は、可燃物処理3施設の機械設備等の補修や修繕の経費でございます。

15節工事請負費は、同じく施設の改修等比較的大規模な工事の経費でございます。

19節負担金、補助及び交付金中、23ページに参りまして、説明欄一番上、交付金は、可燃物処理施設が立地する2市に対し、ごみ処理手数料から6億円を上限として交付するものでございます。

その下、25節積立金は、ごみ処理施設整備基金への積立金でございます。施設整備を計画的に進めるため、その財源として、ごみ処理手数料の改定による増収見込みのうち、5,000万円をごみ処理施設整備基金に積み立てることといたします。

次の事業名、長寿命化施設整備事業は、基幹改良工事の事業費でございます。28年度は、2年計画で実施中の深谷、江南両清掃センターの工事が完了する予定でございます。

13節委託料は、施工監理業務等の委託料、15節工事請負費は、両センターの基幹的な改良により、延命化を図るため、設備等の改修を行うものでございます。

その下から、2目熊谷衛生センター費でございます。事業名、管理運営経費、11節需用費中、説明欄上から3番目、施設補修費は、緊急を要する施設修繕や機器、機械部品の交換修理等の経費でございます。

その下の光熱水費、燃料費は、施設の運転に必要な電気、水道の料金及び燃料の購入費でございます。

説明欄一番下、薬剤等購入費は、排ガスに含まれる有害物質の中和、分解、除去に使用する薬剤等の購入費でございます。

13節委託料の説明欄、委託料は、焼却灰及びばいじんの資源化再生利用業務、環境分析業務等の委託費でございます。

24ページに参りまして、説明欄一番上、管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理業務の経費及び可燃物処理3施設の焼却灰等運搬業務の経費を一括して計上しております。

その下、保守委託料は、施設の機械設備等の保守点検委託料でございます。

27節公課費の説明欄、汚染賦課量賦課金は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害被害者の救済に充てることを目的として、ばい煙発生施設を設置する事業者に対して課される賦課金で、硫黄酸化物の排出量に応じて算定されるものでございます。

その下から3目深谷清掃センター費、25ページに参りまして、4目江南清掃センター費でございます。それぞれ事業名、管理運営経費中、13節委託料に、基幹改良工事に伴うごみの外部処理業務委託料等の経費を計上しておりますが、その他の支出内容は熊谷衛生センターと同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

26ページに参りまして、5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費中、27ページに参りまして、7節賃金は、不燃物残渣等の運搬、資源物の選別、事務補助等を担当する臨時職員14人分の賃金でございます。

11節需用費の説明欄上から4番目、施設補修費は、破碎機のハンマー交換、ローターディスク等の補修のほか、緊急補修に要する費用でございます。

その下、光熱水費は、施設の運転に必要な電気、水道料金でございます。

下に参りまして、13節委託料の説明欄、委託料は、同センターにおける中間処理により発生した不燃残渣等の処理委託料でございます。

28ページに参りまして、説明欄一番上、管理運営委託料は、同センターの運転管理業務、有価物回収業務、小型家電リサイクルの業務委託料でございます。

以上がごみ処理事業に係る経費でございます。

29ページに参りまして、4款1項1目予備費は、年度終了近くの緊急修繕等への対応を考慮し、500万円増額いたしました。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、恐れ入ります、前に戻りまして、7ページをごらんください。説明、款・項・目から横に、節及び説明欄で申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、市町別負担金でございます。

1目1節事務費負担金は、組合の運営経費に対する負担金でございます。

2目衛生費負担金、1節清掃費負担金の説明欄上から可燃物処理施設管理運営費負担金は、熊谷、深谷、江南の可燃物処理3施設の管理運営費に対する負担金、不燃物処理施設管理運営費負担金は、大里広域クリーンセンターの管理運営費に対する負担金、長寿命化施設整備事業費負担金は、基幹改良工事等の事業費に対する負担金でございます。これらについては、後ほどご説明いたします。

8ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料は、可燃物処理3施設に搬入されるごみの処理手数料でございます。

4月より事業系ごみの処理手数料の改定を実施することから、増額を見込んでおります。

9ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費

補助金は、基幹改良工事の工事費及び施工監理業務委託費等に対する国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金でございます。

10ページに参りまして、4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、不燃物処理施設建設基金及びごみ処理施設整備基金の運用益でございます。

11ページに参りまして、5款繰入金、1項基金繰入金、1目1節ごみ処理施設整備基金繰入金は、基幹改良工事の財源として、同基金から繰り入れるものでございます。

12ページに参りまして、6款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金でございます。

13ページに参りまして、7款諸収入、1項1目1節雑入の説明欄上、物品売払収入は、鉄、アルミ、ペットボトル、使用済み小型家電等資源物の売払収入等でございます。鉄類を始めとする有価物の売却単価の低迷が続いており、減額して計上いたしました。

14ページに参りまして、8款1項組合債、1目衛生債、1節清掃債は、長寿命化施設整備事業債として起債し、基幹改良工事の財源に充てるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

なお、30ページから36ページ、この後でございますが、こちらが給与費の明細書、37ページは債務負担行為に関する調書、38ページは地方債に関する調書でございます。

続いて、組合規約第15条第2項の規定による市町別負担金についてご説明いたしますので、39ページをごらんください。

最初に、事務費の市町別負担金でございますが、負担割合は均等割が10%、人口割が90%で、人口割は平成27年4月1日現在の総人口によります。これにより算定される負担金額は、熊谷市4,061万5,958円、深谷市3,014万2,221円、寄居町929万6,821円、計8,005万3,000円でございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

次に、40ページに参りまして、議案第2号 平成28年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金についてのご説明をいたします。

41ページに参りまして、表をごらんください。負担割合は、均等割が10%、人口割及び搬入割がそれぞれ45%、人口割は平成27年4月1日現在の総人口、搬入量は可燃ごみの平成26年度実績によります。これにより算定される負担金額は、熊谷市14億5,472万2,931円、深谷市10億1,726万3,394円、寄居町2億9,368万1,675円、計27億6,566万8,000円でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

次に、42ページに参りまして、議案第3号 平成28年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金についてのご説明をいたします。

43ページに参りまして、表をごらんください。負担割合は、搬入割が不燃ごみの搬入量によることを除き、先ほどの可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金と同一でございます。これにより算定される負担金額は、熊谷市1億6,869万5,961円、深谷市1億3,436万3,559円、寄居町3,799万

6,480円、計3億4,105万6,000円でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

次に、44ページに参りまして、議案第4号 平成28年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金についてのご説明をいたします。

45ページに参りまして、表をごらんください。負担割合は、先ほどの可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金と同一でございます。これにより算定される負担金額は、熊谷市4億2,883万267円、深谷市2億9,987万3,827円、寄居町8,657万2,906円、計8億1,527万7,000円でございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

次に、介護保険特別会計予算についてご説明いたしますので、資料ナンバー2、介護保険特別会計予算書の1ページをお開きください。資料ナンバー2の1ページでございます。議案第5号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算。第1条は歳入歳出予算で、総額を278億2,119万4,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算」の表のとおりでございます。

第2条、歳出予算の流用は、保険給付費について、同一款内における各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

6ページに参りまして、総括の歳入でございますが、前年度との比較では、1款保険料は減、その他は同じ額か増となっております。

7ページに参りまして、歳出でございますが、1款総務費、4款基金積立金は減、その他は同じ額か増となっております。

歳入歳出それぞれ合計では、前年度に比較し12億4,781万3,000円、4.7%の増となっております。

介護保険特別会計予算については、基本的に第6期介護保険事業計画の財政フレームに沿った形で編成を行ったところでございます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたします。最初に、歳出から申し上げますので、22ページをごらんください。説明は、款・項・目から横に、事業名、節区分及び説明欄で申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、介護保険課職員21人分の給与等でございます。

次の事業名、介護保険業務経費は、介護保険業務の経費でございます。

11節需用費中、23ページに参りまして、説明欄上から5番目、施設その他修繕料は、マイナンバー制度の実施に伴い、住基ネット統合端末を構成市町に配置するための回線工事費でございます。

12節役務費の説明欄上から2番目、情報通信費は、住基ネット統合端末の回線使用料等でございます。

13節委託料の説明欄上から2番目、プログラム作成委託料は、マイナンバー制度の実施に伴う介護保険システム改修等の委託料、その下の保守委託料は、電算システムの保守委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の説明欄一番上、使用料は、10月に更新予定の介護保険システムのソフトウェア使用料、1つ置いて、情報機器借上料は、電算機器の借上料でございます。

24ページに参りまして、2項徴収費、1目賦課徴収費及び2目滞納処分費は、介護保険料の賦課徴収等の経費でございます。事業名欄下、滞納処分経費の13節委託料は、保険料の電話催告業務の委託料でございます。

25ページに参りまして、3項介護認定審査会費は、要介護認定に係る経費でございます。

1目介護認定審査会費、事業名、認定審査会経費、1節報酬の説明欄上、委員等報酬は、認定審査会委員140人の報酬でございます。

2目認定調査費、事業名、認定調査業務経費の1節報酬及び4節共済費、26ページに参りまして、9節旅費は、嘱託職員の認定調査員20人分の経費でございます。

下に参りまして、12節役務費の説明欄一番下、手数料は、主治医意見書の作成手数料、13節委託料は、介護支援専門員に更新申請の認定調査を委託するための経費でございます。

27ページに参りまして、4項1目趣旨普及費は、介護保険制度の普及啓発の経費で、パンフレット等の印刷費でございます。

28ページに参りまして、5項1目運営協議会費は、介護保険運営協議会の経費でございます。

29ページに参りまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費、事業名、居宅介護サービス給付事業の説明欄上から、サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の給付費。その下、福祉用具購入費は、腰かけ便座、入浴補助用具等の購入に対する給付費。その下、住宅改修費は、手すりの取り付け、段差の解消等住宅改修に対する給付費。その下、サービス計画費は、ケアプランの作成費でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護、グループホームなどの地域密着型サービスの給付費でございます。

3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等、施設サービスの給付費でございます。

30ページに参りまして、2項介護予防サービス等諸費は、要支援1から2の認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目介護予防サービス給付、事業名、介護予防サービス給付事業の説明欄上から、サービス給付費は、総合事業に移行した訪問介護や通所介護を除く、通所リハビリテーション等の給付費でございます。福祉用具購入費、住宅改修費は、先ほどと同様でございます。サービス計画費は、介護予防ケアプランの作成費でございます。

2目地域密着型介護予防サービス給付費は、地域密着型介護予防事業所における介護予防サービスの給付費でございます。

31ページに参りまして、3項1目審査支払手数料は、国保団体連合会が行う保険給付に係る審査支払事務の手数料でございます。

32ページに参りまして、4項高額介護サービス等費は、サービス利用者の自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、その超えた部分を支給し、負担軽減を図るものでございます。

33ページに参りまして、5項高額医療合算介護等費は、同一世帯における医療費とサービス利用者の自己負担額の合算額が一定の上限額を超えた場合に、その超えた部分を支給し、負担軽減を図るものでございます。

34ページに参りまして、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、事業名、特定入所者介護サービス給付事業は、低所得の要介護者が施設サービス等を利用した際の居住費と食費の負担軽減を図るものでございます。

35ページに参りまして、3款地域支援事業費は、要介護、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための諸事業の経費で、1項介護予防・生活支援サービス事業費が、本年3月からスタートした新しい総合事業の予算でございます。

1目介護予防・生活支援サービス事業費、事業名、介護予防・生活支援サービス事業の13節委託料は、運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善を目的とした通所型の短期集中予防サービス事業の委託料で、これまでの二次予防事業にかわる事業でございます。

その下、19節負担金、補助及び交付金は、給付費から移行した介護予防訪問介護、通所予防サービスに相当する事業に対する負担金でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、事業名、介護予防ケアマネジメント事業は、要支援者に対し、総合事業のサービス等を適切に提供するためのケアプランの作成等を行う事業に対する負担金でございます。

3目審査支払手数料、事業名、審査支払手数料納付事業は、保険給付費と同様に、国保団体連合会が行うサービス事業者からの請求に係る審査支払事務の手数料でございます。

4目一般介護予防事業費、事業名、一般介護予防事業は、構成市町が第1号被保険者等を対象に、介護予防教室等介護予防に関する知識の普及啓発事業を実施するもので、これまでの一次予防事業にかわる事業でございます。

37ページに参りまして、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、事業名、包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営及び地域ケア会議の充実に要する経費でございます。

1節報酬は、地域ケア推進会議、委員等の報酬、13節委託料の説明欄、委託料は、6カ所増設し、16カ所となる地域包括支援センターへの業務委託料でございますが、職員の処遇改善を図るため、

1カ所当たり200万円増額し、1,600万円といたします。

14節使用料及び賃借料は、地域包括支援センター電算システムの借上料でございます。

2目任意事業費、事業名、任意事業は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるようにするため、必要な支援を行うものでございます。

38ページに参りまして、13節委託料は、安否を確認しながら食事を配達する配食サービス事業や徘徊高齢者探索サービス等の委託費でございます。

3目在宅医療・介護連携推進事業費、事業名、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護サービスが一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を深めるための事業でございます。

4目生活支援体制整備事業費、事業名、生活支援体制整備事業は、在宅生活で支援を必要とする高齢者が多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりを行うため、担い手の養成や発掘、ネットワーク化を行う事業でございます。

39ページに参りまして、5目認知症総合支援事業費、事業名、認知症総合支援事業は、保健医療、福祉の専門チームにより、早期診断、早期対応する認知症初期集中支援推進事業、認知症地域推進員の配置等を行うものでございます。これらの事業は、事業の企画や実施は構成市町、事業費の予算措置は本組合となります。

41ページに参りまして、4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金でございますが、基金の運用益の積み立てを見込んでおります。

42ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、被保険者の死亡、転出等により、過誤納となった過年度分保険料の還付金でございます。

43ページに参りまして、6款1項1目予備費は、不測の支出に充てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、前に戻り、8ページをごらんください。前に戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年賦課分は28年度賦課分の保険料で、第1号被保険者10万1,691人分の見込み額でございます。減となる理由は、27年度当初予算編成時において、改定後の保険料率の最終決定がなされていなかったことから、予算の積算基礎となる基準額を1人当たり年額1,200円多く見込んだことによります。

9ページに参りまして、2款分担金及び負担金、1項負担金は市町別負担金で、1目介護保険負担金は、保険給付費に対する負担金、2目事務費等負担金は、人件費、業務経費等に対する負担金、3目地域支援事業負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、当該事業に対する負担金、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の各事業費に対する負担金、5目低所得者

保険料軽減負担金は、低所得者の保険料減額分に対する負担金でございます。これらについては、後ほどご説明いたします。

12ページに参りまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する国の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等給付費が20%、施設等給付費が15%でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、保険者の財政力格差の調整を図るための交付金で、介護給付費調整交付金について、給付費総額の3.34%を、総合事業費調整交付金について、給付費総額の5%をそれぞれ見込んでおります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、同事業に対する交付金で、負担割合は20%でございます。

13ページに参りまして、3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に対する交付金で、負担割合は39%でございます。

14ページに参りまして、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、保険給付費に対する第2号被保険者の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金も同様に、介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金でございます。交付割合は、いずれも28%でございます。

15ページに参りまして、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する県の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等が12.5%、施設等給付費が17.5%でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、同事業に対する交付金で、負担割合は12.5%でございます。

16ページに参りまして、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業・認知症総合支援事業に対する交付金で、負担割合は19.5%でございます。

17ページに参りまして、7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の運用益でございます。

18ページに参りまして、8款繰入金、1項基金繰入金、1目1節介護保険給付費準備基金繰入金は、第1号被保険者保険料の不足が生じる場合に、同基金から繰り入れるものでございます。

19ページに参りまして、9款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

20ページに参りまして、10款諸収入でございますが、それぞれの収入に対する科目の設置等でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

なお、44ページから50ページは給与費明細書でございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続いて、組合規約第15条第2項の規定による市町別負担金についてご説明いたしますので、51ページをごらんください。後に参りまして、51ページでございます。

議案第6号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金についてでございますが、52ページに参りまして、表をごらんください。負担割合は、介護給付費見込み額の12.5%でございます。具体的には、介護給付費見込み額の合計に26年度の介護給付費決算額の市町ごとの構成比を乗じてそれぞれの給付見込み額とし、それに12.5%を乗じるものでございます。これにより算定される市町別負担金額は、熊谷市16億7,725万1,395円、深谷市12億4,903万1,593円、寄居町3億7,279万6,012円、計32億9,907万9,000円でございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

次に、53ページに参りまして、議案第7号 平成28年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金についてのご説明をいたします。

54ページに参りまして、表をごらんください。負担割合は、均等割が10%、総人口割及び高齢者人口割がそれぞれ45%で、基準日は平成27年4月1日現在でございます。これにより算出される負担金額は、熊谷市2億4,989万917円、深谷市1億8,350万1,715円、寄居町5,952万9,368円、計4億9,292万2,000円でございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

次に、55ページに参りまして、議案第8号 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金についてのご説明をいたします。

56ページに参りまして、表をごらんください。負担割合は、介護予防・生活支援サービス事業が事業費見込み額の12.5%、包括・任意事業が事業費見込み額の19.5%でございます。具体的には、事業費見込み額の合計に平成27年4月1日現在の市町ごとの高齢者人口の構成比を乗じてそれぞれの事業費見込み額とし、それに負担割合を乗じるものでございます。これにより算出される負担金額は、熊谷市7,393万7,957円、深谷市5,229万7,393円、寄居町1,438万5,650円、計1億4,062万1,000円でございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

次に、57ページに参りまして、議案第9号 平成28年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金についてのご説明をいたします。

58ページに参りまして、表をごらんください。保険料軽減額は、1人当たり3,100円で、これに市町ごとの対象人数として、第6期事業計画における所得段階の第1段階の見込み数を乗じた金額が市町ごとの負担金となります。これにより算出される負担金額は、熊谷市2,944万6,900円、深谷市

1,959万5,100円、寄居町585万2,800円、計5,489万4,800円でございます。なお、この金額の2分の1が国、4分の1が県の負担となり、これを各市町が受け入れることとなります。

以上で議案第9号の説明を終わります。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○栗原議長 ご苦労さんでございました。今、提案者の説明が終わったところでございます。

この辺で頭をクリアするために、暫時休憩をいたします。

午後 2時48分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○栗原議長 休憩中の会議を再開いたします。

ただいま事務局長の説明が終わったところでございます。

これより9件に対する質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

林幸子議員。

○5番林 幸子議員 5番、林幸子です。それでは、1点お聞きいたします。

資料ナンバー1の13ページになります。先ほどのご説明ですと、物品売払収入ということで、大分鉄の売却単価が低迷しているというようなご説明があったのですが、その辺の詳しい内容についてお聞きいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 それでは、お答えいたします。

まず、先ほどの局長の説明で、大分下がっていますというお話をさせていただいたのですけれども、実際に今現在の状況でございますが、鉄類が非常に低迷しております。俗に中国経済の影響というのが言われておりまして、破碎機で破碎されました鉄類なのですけれども、これにつきましては、今現在、ことしの1月から逆有償という形になっております。その関係もありまして、去年に比べまして大分少なく見積もりをさせていただいております。

以上でございます。

○栗原議長 林幸子議員。

○5番林 幸子議員 5番、林です。ちょっとそれに関連する質問もう一点よろしいでしょうか。資料ナンバー8の53ページ、ここに有価物回収状況ということで、回収割合がそれぞれ示されているのですが、この中のカレット、これも相当13.29%ということで、割合としてはまあまああるのかなということで、これもお金を払って引き取っていただいているという状況かなと思うのですが、それぞれ瓶の種類が透明瓶、それから色のついているものあると思うのですけれども、どれくらいの価格で引き取っていただいているのかというのをちょっとお聞きいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 それでは、お答えいたします。

先ほど林議員さんご指摘のとおり、カレットというのはガラスのかけら等でございますけれども、無色、それから茶色、それからその他の色で、逆有償で実際に行っておりますが、トン当たり、カレットの無色につきましては4,200円の4%掛ける消費税でお願いしております。それから、カレットの茶色につきましては、5,500円の14%掛ける消費税で引き取っていただいております。それから、カレットのその他の色でございますが、9,700円の8%掛ける消費税で引き取っていただいております。今申し上げた数字は28年度の予算書の数字でございますが、その金額で引き取りをお願いしております。

以上でございます。

○栗原議長 林幸子議員、よろしゅうございますか。

○5番林 幸子議員 了解です。

○栗原議長 次、どなたかいらっしゃいますか。

佐藤議員。

○16番佐藤理美議員 16番、佐藤です。1点お伺いいたします。

資料ナンバー1の8ページ、説明書、資料ナンバー8の5ページにございます歳入でございますけれども、ごみ処理手数料、こちらに6億9,140万円ほど計上されておりますけれども、前年度と比べますと増額、これが説明によりますと、事業者の搬入が4月から値上げされることによる影響額でございますけれども、この計上されておりますごみ収集の手数料の内訳、事業系と一般家庭からの直接搬入の内訳の金額についてお伺いいたします。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 それでは、お答えいたします。

事業系ごみ処理手数料でございますが、予算で、3万8,300トンで6億8,940万円でございます。それから、家庭系ごみの処理手数料は、4,400トンで200万、合計で6億9,140万円を予算で計上しております。

以上でございます。

○栗原議長 佐藤理美議員。

○16番佐藤理美議員 16番、佐藤です。再質問させていただきます。

今家庭の搬入手数料の金額もお伺いいたしましたけれども、家庭の直接搬入の金額の設定は何年度からこの金額、例えば50キロまでは無料、50キロ超えると10キロ単位、10円加算ということでございますが、いつごろ設定になりますでしょうか。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

平成13年に合併した当時でございますけれども、私の記憶が間違っていたら申しわけないのですが、当初は100キロまで無料でしておりました。それで、10キロ超えるごとに10円、それを平成19年の前回値上げをしたときに50キロに下げまして、10キロにつき10円としたように記憶しております。

以上でございます。

○栗原議長 佐藤理美議員。

○16番佐藤理美議員 最後にお伺いいたします。

過日大里広域で視察させていただきました福島のあらかわクリーンセンター、こちらで搬入の手数料でございますけれども、10キロ当たり100円というふうな計算上なっていたかと思っておりますけれども、今後、事業系のごみの値上げはいたしましたけれども、基幹工事、大変な財源がかかります。手数料等も今後検討していくような方針ないのか、その点お伺いして終わります。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

まず、ごみ集積所に出されているごみが今現在無料となっております。それから、ごみ焼却施設に持ち込んだ場合は、通常想定される排出量、約50キロでございますけれども、それを超える部分については最低限の負担金10円を求めることといたしました経緯がございますので、今回の料金改定の際は据え置きという形にさせていただいております。今後、次回の料金改定の際に合わせて検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○栗原議長 ほかにございますか。

閑野高広議員。

○4番閑野高広議員 1点ご質問させていただきます。

資料ナンバー1のページが24ページなのですが、説明欄一番上の管理運営委託料についてなのですが、こちらについては先ほど説明で運転管理業務費と焼却灰の運搬の部分がこちらの金額に入っているという説明いただきましたが、特にこの中の焼却灰の運搬にかかわる費用分というのは金額として幾ら見込んでいるのかということと、あとこちらは3施設にかかわる焼却灰の運搬ということとありますが、この運搬にかかわる業務の委託というのはどういう契約形態で、3施設同じような業者のところをお願いしているのか、ばらばらなのかということも含めて詳しく教えていただければと思います。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 お答えいたします。

まず、管理運営委託料の内訳でございますが、熊谷衛生センターの管理運営委託料が3億229万2,000円でございます。残りの4,560万8,000円が熊谷衛生センター、深谷清掃センター、江南清掃センターの灰の運搬の業務委託料となっております。

業務の内容でございますが、同じ業者が3施設を回って、太平洋セメントに運搬しております。

以上でございます。

○栗原議長 閑野高広議員。

○4番閑野高広議員 ありがとうございます。3施設を回って回収しているということはわかったのですが、その業者さんとの契約形態ですとか業者の選定に当たってのやり方みたいな部分について詳しく教えていただければと思います。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 業者の選定でございますが、随意契約で行っておりますが、まず理由といたしましては、まず第一に、熊谷衛生センター、当時の市立の熊谷衛生センターでやっていた事業者が管理委託と運搬を含めてやっていた経緯がございます。その関係で、何も特に問題もなくやっていた業者でございましたので、随意契約という形でやらせていただいております。毎年随意契約でやっております。

以上でございます。

○4番閑野高広議員 了解しました。

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。

高田博之議員。

○15番高田博之議員 資料ナンバーの1番、23ページ、熊谷、深谷、江南、各センターで薬剤購入費が9,000万、大変高額なのですけれども、一番大量に使う薬2つばかり挙げていただけますか。

○栗原議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 薬剤でございますけれども、消石灰、それからアンモニア等でございます。有害物質を除去するために使っております。

以上でございます。

○15番高田博之議員 了解。

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより9件を順次採決いたします。

議案第1号 平成28年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次、議案第2号 平成28年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次、議案第3号 平成28年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次、議案第4号 平成28年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次、議案第5号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次、議案第6号 平成28年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次、議案第7号 平成28年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次、議案第8号 平成28年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について、本案

について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次、議案第9号 平成28年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

△議案第10号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）

議案第11号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金の補正について

議案第13号 平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について

議案第14号 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正について

○栗原議長 次、日程第5、議案第10号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）から議案第14号 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○山崎事務局長 ただいま議題となりました議案第10号から議案第14号について、順次ご説明いたします。

最初に、一般会計補正予算からご説明いたしますので、資料ナンバー3、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。資料ナンバー3の1ページでございます。

議案第10号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）。第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に1億9,522万4,000円を追加し、総額を52億5,898万2,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございますが、この後、第2表、繰越明許費でご説明いたします。

2ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入では、5款繰越金を、3ページに参りまして、歳出では、3款衛生費をそれぞれ補正するものでございます。

4ページに参りまして、第2表、繰越明許費でございますが、28年度に繰り越しを予定している事業は、3款衛生費、1項清掃費、清掃総務費の管理運営経費で、金額は1億152万円でございます。これは、熊谷衛生センター第一工場の触媒塔補修工事及びガス冷却室下部補修工事について、本年2月に第一工場へのごみの受け入れを停止し、工事に着手したところ、同センター第二工場の1号誘引通風機制御盤にふぐあいが発生し、1号炉の運転を停止せざるを得なくなったことから、ごみの焼却量を確保するため、急遽これらの工事を中止し、第一工場へのごみの受け入れを再開したもので、これにより年度内の工事完了が見込めなくなったものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容についてご説明いたしますので、8ページをごらんください。

最初に、歳出から申し上げます。3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、管理運営経費の25節積立金は、前年度繰越金をごみ処理施設整備基金に積み立てるため、基金積立金を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前に戻り、7ページをごらんください。

6款1項1目1節繰越金は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

次に、介護保険特別会計補正予算についてご説明いたしますので、資料ナンバー4、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。資料ナンバー4の1ページでございます。

議案第11号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）。第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に6億3,225万7,000円を追加し、総額を273億2,066万8,000円とするものでございます。

2ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございますが、2款分担金及び負担金、4款国庫支出金、6款県支出金、7款財産収入及び8款繰越金を補正するものでございます。

3ページに参りまして、歳出では、1款総務費、2款保険給付費、3款地域支援事業費、4款基金積立金及び5款諸支出金を補正するものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容についてご説明いたしますので、13ページをごらんください。13ページでございます。

最初に、歳出から申し上げます。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査費、事業名、認定調査業務経費の12節役務費は、主治医意見書の作成手数料、13節委託料は認定調査の委託料で、申請数の増加に伴い、それぞれ追加するものでございます。

14ページに参りまして、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、事業名、介護予防サービス給付事業の説明欄、サービス給付費及び、15ページに参りまし

て、3項1目審査支払手数料、事業名、審査支払手数料納付事業の説明欄、審査支払手数料のそれぞれの減額分と、16ページに参りまして、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、3目、事業名、総合事業費清算金の説明欄、負担金の増額分は対応するもので、その内容は、本組合の被保険者で、圏域外の施設に居住する住所地特例者が居住先で総合事業のサービスを利用したため、居住先の保険者が一時支払ったサービス給付費及び審査支払手数料を本組合が負担するため、2款保険給付費を減額し、3款地域支援事業費を増額して予算の組み替えを行うものでございます。

17ページに参りまして、4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業の25節積立金は、前年繰越金等を同基金に積み立てるため、基金積立金を追加するものでございます。

18ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目、事業名、償還金は、平成26年度の決算確定に伴い、市町別負担金を精算返納するため、返納金を追加するものでございます。

19ページに参りまして、2項1目利用者負担額軽減支援費、事業名、原発警戒区域等避難者負担軽減支援事業は、原発警戒区域等からの避難者の介護保険サービス利用時の自己負担額等を公費負担するものでございます。

続いて、歳入について申し上げますので、前に戻っていただきまして、6ページをごらんください。戻っていただきまして、6ページでございます。

主な内容についてご説明いたします。2款分担金及び負担金は、市町からの負担金でございます。1項負担金、2目1節事務費等負担金は、認定調査費の追加等に伴う増がある一方で、介護保険事業費補助金の受け入れに伴う減もあることから、相殺の結果、27年度の市町別負担金が減となるものでございます。

3目地域支援事業負担金（介護予防事業）、2節過年度分及び4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）、2節過年度分は、26年度決算の確定に伴い、市町別負担金の不足分を追加するものでございます。

7ページに参りまして、4款国庫支出金でございますが、下の2項国庫補助金、4目1節介護保険事業費補助金は、マイナンバー制度の導入に伴うシステム改修等に対する補助金で、金額の確定に伴い、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を追加するものでございます。

8ページに参りまして、5目1節介護保険災害臨時特例補助金は、原発警戒区域等からの避難者がサービスを利用した際の自己負担軽減分及び保険料の減免分に対する国庫補助でございます。

11ページに参りまして、7款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の預金利子を追加するものでございます。

12ページに参りまして、8款1項1目1節繰越金は、26年度決算の確定の結果生じた繰越金について、市町別負担金の精算返納に充当し、余剰分を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでござ

ざいます。

ただいまご説明いたしました予算科目以外の科目については、歳出でご説明いたしました2款保険給付費と3款地域支援事業費の予算組み替えに伴う増減でございますので、説明を割愛させていただきます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号から議案第14号の介護保険特別会計補正予算に伴う市町別負担金の補正についての議案のご説明をいたします。

20ページをごらんください。議案第12号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金の補正についてでございますが、21ページの表をごらんください。補正予算に伴う負担金の補正は、一番右、「増減する負担金」欄上から、熊谷市1万6,468円、深谷市1万1,951円、寄居町3,581円、計3万2,000円、いずれも減額となります。

以上で議案第12号の説明を終わります。

次に、22ページに参りまして、議案第13号 平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正についてでございますが、23ページの表をごらんください。補正予算に伴う負担金の補正は、一番右、「増減する負担金」欄上から、熊谷市776万7,080円、深谷市568万2,174円、寄居町185万6,746円、計1,530万6,000円、いずれも減額となります。

以上で議案第13号の説明を終わります。

次に、24ページに参りまして、議案第14号 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正についてでございますが、25ページの表をごらんください。補正予算に伴う負担金の補正は、一番右、「増減する負担金」欄上から、熊谷市1万6,989円、深谷市1万1,744円、寄居町3,267円、計3万2,000円、いずれも増額で、議案第12号の介護給付費の市町別負担金の減額と対応するものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより5件に対する質疑に入ります。

中矢寿子議員。

○14番中矢寿子議員 1点質問させていただきます。

資料ナンバー4、ページ数で8ページ、介護保険災害臨時特例補助ということでありました。説明をいただきましたが、この件なのですが、ただいま広域の中にこの災害避難者というのが何件というか何人くらいいらっしゃるものなののでしょうか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

こちらの補助金の対象でございますが、まず利用者負担額の軽減支援分といたしましては、南相馬市から寄居町に異動してきております1名。それと、第1号保険料の減免分の対象であります南相馬市から3名の方が深谷市へ、同じく南相馬市から1名の方が寄居町へいらっしゃっております。この方々の対象の補助金ということでございます。

以上でございます。

○栗原議長 中矢寿子議員。

○14番中矢寿子議員 ありがとうございます。

それでは、この方々が深谷、もしくは寄居にずっといらっしゃる場合は、この特例の補助金というのが国のほうから来るということで考えてよろしいのでしょうか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

国の補助金ということですので、まだ先のことは何とも言いがたい部分があるかと思えます。国のほうで現在の復興状況と避難をされている方等の状況を見ながら、この補助金については、いつまで継続するのか、いつ終わりにするのか、その辺のところを考える中で、うちのほうもそれに対応して、介護保険特別会計の中に予算計上していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○栗原議長 中矢寿子議員。

○14番中矢寿子議員 ありがとうございます。そうしましたら、こちら補正額として上がってまいりました。補正ではなく、今後例えば国のほうが打ち切るようなことがあった場合にはその対応も考えていくと考えてよろしいでしょうか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 これにつきましては、全国的に避難者がいらっしゃるという中で国が考えた政策ということでございますので、廃止、打ち切りになった時点で大里広域管内にどれくらいの避難の方がいるのか、その辺も考えながら、現在のところでは継続するとも何とも言いがたい部分があるのですけれども、そのときの状況ということになろうかと思えます。ただ、国の制度ということですので、独自に一保険者としてどこまでできるのかという部分は考えていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○栗原議長 ほかにございますか。

松岡兵衛議員。

○8番松岡兵衛議員 それでは、介護保険のほうで13ページでございますけれども、この中の認定調査業務経費の手数料、先ほどこの手数料は医師に支払われるという話だと思ったのですが、医師に払うということは、審査する前に診断書というのかな、それを書いていただくので、それに対する

手数料と、こういうことなのですか。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

この手数料につきましては、今議員さんがおっしゃられたとおり、認定をするのに当たって、お医者さんに主治医意見書というのを書いていただく必要があります。その作成手数料ということでございます。

以上です。

○栗原議長 松岡兵衛議員。

○8番松岡兵衛議員 うちも母親がいるので、これを私が預かって、聞いているのですけれども、そうすると補正で154万1,000円計上されたということは、こっちにあるのですが、これ年間何件ぐらい、1通書くと幾らになるのですか、これ。

○栗原議長 介護保険課長。

○田島介護保険課長 お答えいたします。

作成手数料の単価ですけれども、3,000円から5,000円という幅がございます。在宅の新規の方が一番高い5,000円で、あと在宅の更新、施設の新規、施設の継続かによって3,000円から5,000円の幅があるということでございます。

26年度の決算値でお答えをいたします。26年度が件数にして1万5,897件でございます。

以上です。

○8番松岡兵衛議員 わかりました。

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありますので、以上で討論を終結いたします。

これより5件を順次採決いたします。

議案第10号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次、議案第11号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次、議案第12号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金の補正について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次、議案第13号 平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金の補正について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次、議案第14号 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金の補正について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

△議案第15号 大里広域市町村圏組合行政不服審査会条例

議案第16号 大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 大里広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例

議案第18号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第19号 大里広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第20号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例

議案第21号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

○栗原議長 次、日程第6、議案第15号 大里広域市町村圏組合行政不服審査会条例から議案第21号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

事務局長。

○山崎事務局長 ただいま議題となりました議案第15号から議案第21号について、順次ご説明いたしますので、資料ナンバー5の議案書及び資料ナンバー8の参考資料をお願いいたします。ナンバー5及びナンバー8でございます。

最初に、議案第15号から議案第17号の概要についてご説明いたしますので、資料ナンバー8、参考資料の29ページをごらんください。資料ナンバー8の29ページでございます。

「行政不服審査法の改正・マイナンバー制度の実施等に伴う条例整備について」のタイトルの資料でございます。議案第15号から議案第17号は、行政不服審査法の改正に伴う条例整備でございます。I-1、行政不服審査法の改正による新たな審査制度の項目でございますが、本年4月1日から改正施行される同法は、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、審理員制度の導入や行政不服審査会の設置等の改正が行われ、また審査請求人等の権利として、新たに書類等の閲覧や写しの交付請求が認められるなど抜本的な見直しが行われました。こうしたことから、本組合においても新たな審査制度に対応するため、必要な条例整備を行うものでございます。

下に参りまして、改正行政不服審査法による審査体制の図をごらんください。まず、左側の部分でございますが、不服申し立ての手續、これが審査請求ということで一元化をされました。この審査請求の部分ですが、右側の部分、審査請求の流れでございますが、新たな審査体制では、管理者から指名される職員が審理員として公正な立場で審理を行います。あわせて、第三者機関として行政不服審査会を設置し、裁決の妥当性について諮問、答申が行われます。また、審査請求人には、審理員等に対して提出された書類等の閲覧や写しの交付を求める権利等が認められることとなりました。

下に参りまして、条例制定・改正の概要でございますが、まず議案第15号 大里広域市町村圏組合行政不服審査会条例は新たに制定する条例で、行政不服審査会の設置に当たり、その組織及び運営について必要事項を定めるものでございます。

議案第16号 大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例は、新たに設置する行政不服審査会を本組合の執行機関の附属機関として位置づけるための改正等を行うものでございます。

議案第17号 大里広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例は、新たに制定する条例で、審理員等が審査請求人等の求めに応じて、提出書類等の写しを交付する場合における手数料の納付や減免について必要事項を定めるものでございます。

それでは、それぞれの議案についてご説明いたしますので、資料ナンバー5、議案書の1ページをごらんください。ナンバー5の1ページでございます。

最初に、議案第15号 大里広域市町村圏組合行政不服審査会条例についてご説明いたします。第1条、趣旨でございますが、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、行政不服審査会の組織

及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条、組織は、法律、行政に関する有識者3人の委員構成とし、管理者が委嘱いたします。

第3条、委員の任期は2年でございます。

第4条、会長は、委員の互選とし、その職務は、会務を総理し、審査会の代表を務めるものでございます。

第5条、会議は、会長が招集し、その議長となります。

定足数は過半数、また表決数も過半数で、可否同数の場合は、議長の決するところによります。

2ページに参りまして、第6条でございますが、委員には守秘義務が課されることとなります。

第7条は、委任の規定で、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることといたします。

附則でございますが、施行日は、行政不服審査法の施行日に合わせ、本年4月1日からといたします。

以上で議案第15号の説明を終わります。

次に、議案第16号についてご説明いたします。議案書の3ページをごらんください。また、参考資料では32ページ、新旧対照表をご参照ください。

議案書の3ページ、議案第16号 大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございますが、この改正は、不服申し立ての手續が審査請求に一元化されたことに伴う文言整理を行うと同時に、新たに設置する行政不服審査会を、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関として位置づけるものでございます。

具体的には、参考資料の32ページ、新旧対照表をごらんください。まず、別表の情報公開・個人情報保護審査会の項については、職務の欄の「不服申し立て」を「審査請求」に変更し、あわせて行政不服審査会の項を追加するものでございます。

議案書の3ページに戻りまして、附則でございますが、施行日は、行政不服審査法の施行日に合わせ、本年4月1日からといたします。

以上で議案第16号の説明を終わります。

次に、議案第17号についてご説明いたします。議案書の4ページをごらんください。議案第17号 大里広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例でございますが、この条例は、行政不服審査法第38条第1項の規定において、審査請求人等の権利として、審理員に対し提出書類等の閲覧または当該書面等の写しの交付を求めるとされたことから、書面等の写しの交付に係る手数料を徴収するため、新たに制定するものでございます。

第1条は、手数料の納付でございます。手数料の額は、6ページの別表のとおりでございます。

4ページに戻りまして、第2条は、手数料の減免で、この手数料は、経済的困難等の理由に基づき減免できるものといたします。また、審理員以外の審査庁にあっても同様でございます。

第3条は準用の規定で、第1項は再審査請求の際の、第2項は行政不服審査会に対しての書面の写し等の交付手数料についても、第1条の納付及び第2条第1項の減免の規定を読みかえて適用するものでございます。

5ページに参りまして、第4条は手数料の還付でございますが、手数料については正当な理由があると認められるときを除いて還付をいたしません。

第5条は過料で、詐欺、その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、5万円を下限に、徴収を免れた金額の5倍に相当する過料に処すものでございます。

第6条は委任の規定で、細目については規則で定めることといたします。

附則でございますが、施行日は、行政不服審査法の施行日に合わせ、本年4月1日からといたします。

以上で議案第17号の説明を終わります。

次に、議案第18号についてご説明いたします。議案書の7ページ及び参考資料は、戻りまして、30ページをお開きください。議案書の7ページ、参考資料は30ページでございます。

議案の概要でございますが、参考資料のほうの30ページをごらんください。「I-2 審理員制度の適用除外（情報公開制度・個人情報保護制度）」の項目でございます。先ほど行政不服審査法の改正による新たな審査制度についてご説明したところですが、情報公開制度及び個人情報保護制度においては、これを適用せず、従来の審査制度によることといたします。本組合では、情報公開制度及び個人情報保護制度の審査請求においては、外部有識者の委員による附属機関である情報公開・個人情報保護審査会で審査されることから、専門的で、公正かつ適正な判断が担保されております。また、審査請求は、遅滞なく同審査会に諮問することにより、審査の迅速性も確保されるところでございます。行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定では、地方公共団体の附属機関が審査庁である場合は審理員制度によらないことができるとされており、構成市町においても、当該規定に基づき、情報公開制度等について審理員制度を適用しないこととしております。したがって、本組合においても、情報公開制度及び個人情報保護制度における審査請求については審理員制度を適用しないこととするための条例整備が必要となります。

次の項目の「I-3 改正に伴う文言整理等」でございますが、不服申し立ての手續が審査請求に一元化されたこと等に伴い、先ほどの議案第16号と同様に、文言整理等が必要な条例が複数ございますので、その条例整備が必要となります。

下に参りまして、こうしたことを受けての条例改正の概要でございますが、議案第18号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、情報公開条例を始め3本の条例について一括して、文言整理等、審理員制度の適用除外及び地方自治法の改正に伴う改正を内容とする条例改正を行うものでございます。

また、議案第19条 大里広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例は、個人情報

保護条例について、審理員制度の適用除外を主な内容とする条例改正を行うものでございます。

それでは、それぞれの議案についてご説明いたしますので、再び議案書の7ページをごらんください。また、あわせて、参考資料33ページからの新旧対照表もご参照ください。議案書7ページ、参考資料は33ページでございます。

議案書の7ページ、議案第18号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、第1条は情報公開条例の改正でございます。上から6行目からは、今回の改正に合わせ、同条例第7条の列記事項の冒頭の文字を変更するものでございます。

8ページに参りまして、上から9行目からは、審理員制度の適用除外の規定でございます。新たに加わる条文は、第12条及び第12条の2で、情報公開制度について、第12条において審理員制度の適用除外とすることを、第12条の2において審査請求があった場合の情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問の手続をそれぞれ定めるものでございます。

8ページの一番下の行から9ページに参りまして、第2条は、情報公開・個人情報保護審査会条例の改正でございます。これは、今回の一連の条例整備に伴う項ずれの修正と文言整理を行うものでございます。

上から6行目、第3条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございます。

参考資料36ページの新旧対照表をごらんください。そこにあります同条例の第3条は報告事項の規定でございますが、地方公務員法の改正に伴い報告事項として、職員の休業の状況及び職員の退職管理の状況をそれぞれ追加するものでございます。

その下、第5条は文言整理でございます。

議案書の9ページに戻っていただきまして、附則でございます。施行日は、行政不服審査法の施行と合わせ、本年4月1日からいたします。

また、経過措置は、条例施行の日前の不服申し立てについて従前の例によることとする調整規定でございます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

次に、議案第19号についてご説明いたします。議案書の11ページ及び参考資料は、もう一度戻りまして、31ページをお開きください。議案書11ページ、参考資料は31ページでございます。

議案の概要でございますが、参考資料の31ページ、「Ⅱ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関連」のタイトルの資料をごらんください。Ⅱ-1、マイナンバー制度の実施の項目でございますが、いわゆる番号利用法の規定が順次施行され、マイナンバー制度が実施に移されました。同法では、個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報と定義し、より厳格な保護措置を講じることとしており、これを受けて本組合においても情報の取り扱いの厳正化を図ることを目的として、必要な条例整備を行うものでございます。

図の下に参りまして、条例改正の概要でございますが、議案第19号 大里広域市町村圏組合個人

情報保護条例の一部を改正する条例は、条例の用語を番号利用法と同様に定義すること、保有特定個人情報の目的外利用を原則禁止とすること、保有特定個人情報の目的外利用等を行った場合の手続を定めること、厳正化を担保するために罰則規定を新設すること等の内容で規定を整備するものでございます。

それでは、議案についてご説明いたしますので、議案書の11ページをごらんください。また、あわせて、参考資料37ページからの新旧対照表もご参照ください。議案書11ページ、参考資料は37ページからでございます。

議案書の11ページ、議案第19号 大里広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例でございますが、主な改正点についてご説明いたします。上から5行目、第2条は、定義の規定の改正でございます。まず、第2号は、個人情報の定義の変更でございます。

下に参りまして、新たに加わる第6号は、特定個人情報について、番号利用法第2条第8項を引用し、その定義を同法におけるそれと統一しております。具体的には、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

順番が前後しますが、以下、第7号として保有特定個人情報の定義を、第3号として保有個人情報の定義をそれぞれ追加いたします。

12ページに参りまして、下から10行目、第13条の改正は、保有特定個人情報の目的外利用を原則として禁じるとともに、ただし書きで例外として目的外利用が認められる場合の要件を定めるものでございます。

その下、第13条の2は、保有個人情報の目的外利用、もしくは外部提供、保有特定個人情報の目的外利用等を行った場合の届け出の手続を定めるもので、13ページに参りまして、中ほどの第1号から第4号に規定する事項を管理者に届け出ることとしております。

15ページに参りまして、上から10行目の第24条及びその下の第24条の2でございますが、この個人情報保護条例においても、先ほどの情報公開条例と同様に、審査請求について審理員制度の適用除外とすることを規定するもので、第24条において審理員制度の適用除外を、第24条の2において審査請求があった場合の情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問の手続をそれぞれ定めるものでございます。

16ページに参りまして、上から6行目、第32条から第36条までは、個人情報保護の厳正化を担保する目的で、個人情報の不正提供等の行為に対する罰則規定を新設するものでございます。

同じページの一番下の行からは、情報提供等記録に係る規定でございます。情報提供等記録とは、法令の規定に基づいて、他の自治体等との間で特定個人情報を照会、提供した記録でございますが、この記録については目的外利用を禁止すると同時に、他の情報と異なる扱いとなるため、その調整規定を設けるものでございます。

17ページに参りまして、附則でございますが、施行期日は、情報提供等記録に係る部分を除いて、

本年4月1日からいたします。

また、経過措置は、条例施行の日前の不服申し立てについて従前の例によることとする調整規定でございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

次に、議案第20号についてご説明いたしますので、議案書の19ページをごらんください。また、あわせて、参考資料47ページの新旧対照表をご参照ください。議案書19ページ、参考資料は47ページでございます。

議案書の19ページ、議案第20号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、今回の改正は、総務省から市税等の減免に関する申請期限の見直しについて市町村に対し通知があったことを受け、深谷市では平成27年9月定例会において、熊谷市及び寄居町では同じく12月定例会において、それぞれ税条例が改正され、申請期限が延長されたことから、地方税に準じた取り扱いをしている介護保険料についても同様の改正を行うものでございます。

改正部分は、保険料の減免について規定する第9条第2項中、減免申請の期限について、普通徴収により保険料を徴収されている者については、「納期限前7日」までを「納期限」に、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、特別徴収対象年金給付の「支払日前7日」までを「支払日」までにそれぞれ延長するものでございます。

附則でございますが、第1条は、施行期日を構成市町の税条例の改正に合わせ平成28年4月1日からとし、第2条は経過措置として、施行日以降の申請から適用することを規定するものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。

次に、議案第21号をご説明いたしますので、議案書の20ページをごらんください。議案書20ページでございます。

議案第21号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてでございますが、これは埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について協議を行うため、議決をお願いするものでございます。

規約変更の理由は、提案説明にありますように、同組合に草加八潮消防組合が加入すること及び皆野・長瀬上下水道組合が皆野・長瀬下水道組合に名称を変更することによるものでございます。

21ページに参りまして、別紙が規約の一部を変更する規約で、本年4月1日から施行されるものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○栗原議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより7件に対する質疑に入ります。

中矢寿子議員。

○14番中矢寿子議員 14番、中矢です。質問させていただきます。

まず、議案第15号なのですが、こちら委員3名で組織するというので、審査会に会長を置きと書いてあります。これの人選というか、これに関しては、もう既に進んでいるのでしょうか。

○栗原議長 事務局次長。

○澤野事務局次長兼総務課長 中矢議員のご質問にお答えいたします。

こちらの人選ですが、熊谷市さんが選定した人をそのまま充てるということで、中のほうでは進んでおります。

以上でございます。

○栗原議長 中矢寿子議員。

○14番中矢寿子議員 再質問させていただきます。

今の件は了解いたしました。その中で、第6条なのですが、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする」となっております。これに関してなのですが、この後もずっと議案ありまして、その中に罰則等はありません。この委員に対する罰則等は、これといってつけなくてもよろしいのでしょうか。

○栗原議長 事務局次長。

○澤野事務局次長兼総務課長 ご質問に対してお答えいたします。

こちらになぜ罰則規定を設けないのかということなのですが、こちらの人選をするときに、委員さんにつきましては公正な判断ができる、なおかつ法律または行政に対してすぐれた見識を有する方を選んでおりますので、こういった罰則規定を設けなくても十分対応していただけるというふう考えております。

以上でございます。

○栗原議長 中矢寿子議員。

○14番中矢寿子議員 了解いたしました。ただ、絶対大丈夫ということはありませんので、今後、魔が差すということもあります。私どもも守秘義務ありますので、言ってはいけないことも結構あります。ところが、やはりちょっと気が緩むと言ってしまうことってありますが、それが大きな問題にならないとも限らないので、今後検討していただけたらと思います。答弁は結構です。

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。

松岡兵衛議員。

○8番松岡兵衛議員 議案17号の手数料の関係なのですが、手数料といたら安くても500円とか1,000円とかって、別表というのを見たら10円とか20円の話なのですが、これ減免とか2条に出てきますけれども、手数料を減額または免除するということなので、10円とか20円の範囲を減免とかあれすると、こういう何かイメージが、この程度のものを減免とかなんとかという問題では

ないと思うのだけれども、普通ならこういう手数料というのは単位が1,000円とか2,000円とか5,000円とかそういうのだったらわかると思うのですけれども、この後ろにある別表の10円とか20円とかという話なのですか。

○栗原議長 事務局次長。

○澤野事務局次長兼総務課長 松岡議員さんのご質問に対してお答えいたします。

こちらの金額のほうが10円、20円について減免するのかというご質問なのですが、コピー、もしくは複写という形になったときに1枚単位で出すものでございまして、参考資料一式という形になりますから、例えば10枚、もしくは100枚、200枚という形で数が非常にふえてしまうことございます。そういった場合におきまして、例えば生活困窮、生活保護の方、そういう方が請求した場合につきまして減免を設けたいということで、こういった規定を設けております。

以上でございます。

○栗原議長 松岡兵衛議員。

○8番松岡兵衛議員 100枚とか200枚になるのですか。そういう場合がある。現実的にあるのだ、そういうのが。100枚になってしまうと金額はあれでしょうけれども、実際にそういうことはあり得るのですか。今まではどうだったのですか。

○栗原議長 事務局次長。

○澤野事務局次長兼総務課長 お答えします。

今までこちら大里広域市町村圏組合につきましてこういったものがあつたかというご質問だと思うのですが、今までございませんでした。ただ、一般的に、ほかの団体もそうなのですが、こういった条例を今回の行政不服審査法の関係につきまして設けなさいという形になっておりますので、この条例を設けたものになります。

以上でございます。

○栗原議長 松岡兵衛議員。

○8番松岡兵衛議員 これは大里広域だけではなくて各自治体同じようにやっていると思うのですが、これも、これは大体同じような感じですか。

○栗原議長 事務局次長。

○澤野事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

基本的に全ての団体が同様な条例という形を設けております。若干違うところもございしますが、基本はこの形になっております。

以上でございます。

○8番松岡兵衛議員 はい、結構です。

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。

佐藤理美議員。

○16番佐藤理美議員 16番、佐藤です。1点お伺いいたします。

先ほどの中矢議員の関連でお伺いいたします。審査会委員は3人、熊谷市が決めていただきまして、それを受けてここに上がってくると思うのですけれども、4月1日施行日になっておりますが、審査会設置までの流れをお聞かせください。

○栗原議長 事務局次長。

○澤野事務局次長兼総務課長 設置までの流れということなのですが、今の予定としましては、4月1日、熊谷市さんのほうがある程度人選が決まっているということなので、そちらに合わせましてこちらが、議会の条例が制定されませんとこちらも任命できませんから、議会の条例が議決いただきましたらそのことについて動きたいと思っております。

以上でございます。

○栗原議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより7件を順次採決いたします。

議案第15号 大里広域市町村圏組合行政不服審査会条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次、議案第16号 大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次、議案第17号 大里広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次、議案第18号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、本案について原

案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次、議案第19号 大里広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次、議案第20号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次、議案第21号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

△議案第22号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について

○栗原議長 次、日程第7、議案第22号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任についてを議題といたします。

職員が議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○栗原議長 本案について管理者の説明を求めます。

管理者。

○富岡管理者 資料ナンバー6、議案第22号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

本組合の監査委員であります櫻井則彦氏は、平成28年3月31日をもちまして辞職されます。このため、新たに橋本泰久氏を選任いたしたく、本案を提出するものであります。

橋本氏は、昭和41年4月に関東信越国税局に入職され、課税第二部次長、徴税部長を歴任後、平成19年7月に退職、同年8月から橋本泰久税理士事務所を開設され、現在に至っております。

なお、先日の熊谷市議会において、熊谷市監査委員選任の同意をいただいております。
何とぞ議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。
以上です。

○栗原議長 以上で管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○栗原議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第22号は同意することに決定いたしました。

△議案第23号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

議案第24号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

議案第25号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

○栗原議長 次、日程第8、議案第23号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてから、議案第25号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてまで、以上3件を一括議題といたします。

職員が議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○栗原議長 以上3件について管理者の説明を求めます。

富岡管理者。

○富岡管理者 資料ナンバー7、議案第23号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてご説明をいたします。

本組合公平委員会委員であります林武一氏は、本年3月31日をもちましてその任期が満了となります。このため、引き続き同氏を公平委員会委員に選任いたしたいので、本案を提出するものであります。

何とぞ議会のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第24号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてご説明をいたします。本組合公平委員会委員であります中澤実氏は、本年3月31日をもってその任期が満了となります。このため、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、本案を提出するものであります。

続きまして、議案第25号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてご説明をいたします。本組合公平委員会委員であります奥田忠男氏は、本年3月31日をもってその任期が満了となります。このため、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、本案を提出するものであります。

何とぞ議会のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○栗原議長 以上で管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

吉田正美議員。

○吉田正美議員 最終学歴等を存じておれば聞きたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○栗原議長 暫時休憩いたします。

午後 4時18分 休 憩

午後 4時32分 再 開

○栗原議長 休憩中の会議を再開いたします。

管理者。

○富岡管理者 それでは、ただいまのお尋ねに私のほうからお答えをいたします。

林武一氏につきましては、中央大学法学部のご出身でございます。中澤実氏につきましては、立教大学社会学部のご出身だそうでございます。奥田忠男氏につきましては、東京教育大学附属坂戸高等学校のご出身と聞いております。

以上でございます。

○吉田正美議員 どうもありがとうございました。

○栗原議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。以上3件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○栗原議長 ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第23号は同意することに決定いたしました。

次、議案第24号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第24号は同意することに決定いたしました。

次、議案第25号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○栗原議長 起立全員であります。

したがって、議案第25号は同意することに決定いたしました。

△閉会の宣告

○栗原議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位及び富岡管理者、小島副管理者、花輪副管理者、関係者の皆様のおかげをもちまして、平成28年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼を申し上げたいと存じます。

そしてまた、深谷は唐沢堤、そして寄居は円良田湖の桜、熊谷は荒川堤の桜の季節がやってまいります。何と申しましょうか、桜の季節になるとうきうきするものであります。熊谷では4月2日12時15分から、馬上からの的を射る流鏝馬の行事を行います。ぜひともお早目にお越しをいただきましてごらんいただければ、これ以上のうれしいことはございません。

これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 4時35分 閉 会